国民健康保険

◇該当する方

同一世帯の世

II

(70歳以上の方)】

帯主および国保被保険者が

◇負担額

3 6 0

Ř

ただし、

救急等のやむを得

【住民税非課税世帯・

低所得

ない事情がある場合について

すので、ご注意ください。

口座振替での前納割引制度

常の口座振替に切り替わり

ま

は、定額負担を求められない

お問合せ

国保年金課国保係 ☎ 885-0340 (内) 117

◇負担額

に該当しない方

住民税非課税で、

低所得Ⅰ

・過去1年間の入院日数が91 過去1年間の入院日数が90 日以内 210円

【低所得Ⅰ】

日以上

変わること

~平成28年4月から **病院のかかり方**

◇該当する方 に0円となる方。 て計算)を差し引いたとき 所得は控除額を80万円とし が必要経費・控除(年金の 課税で、その世帯の各所得 び国保被保険者が住民税非 で、同一世帯の世帯主およ 70歳以上の

診療や薬にかかる費用とは別

一食あたりの食費の一部

入院をしたときの食事代は

入院した時の食事代

1 0 0 円

大病院

4

◇負担額

負担額と言います。

平成28年4月より、所得区

います。この自己負担を標準 を自己負担することになって

紹介状なしで 大病院を受診するとき

360円に引き上げられます。 が、一食あたり260円から 分が「一般」の方の標準負担額

*それ以外の区分の方は変更

なしで大病院(※)の外来を受 なりました(定額負担)。 の費用を自己負担することと 担金(1~3割)に加えて一定 診する場合、 能分化を進めるため、 医療機関における外来の機 診療費の一部負 紹介状

◇該当する方

住民税を課税

区分に該当しない方) されている方(以降2つの 食事の標準負担額

ありません。

場合があります。 ※特定機能病院および病床数

が500床以上の病院



最初から大病院受診(紹介状なし) 中小病院 ・診療所

平成28年度の国民年金

保険料が決定しました

平成28年度(平成28年4月

必要に応じて 大病院に紹介 (紹介状あり)

引き上げ)になりました。 円(前年度から月額670 保険料は、月額1万6260 ~平成29年3月)の国民年金

な 円

付加保険料は月額40

0

円で変更はありません。

0000

負担 あり 定額負担 会計 定額 負担 なし

定額

-部負担金

《紹介状なし》

保険給付

ります。

国民年金保険料の 様々な割引制度

〜お得で便利な口座振替〜 《口座振替による割引》 毎月の保険料は、 通常翌月

当月末に金融機関等の口座か 座から引き落しが出来なかっ すると、 ら引き落とす早割制度で納付 た場合は割引がなくなり、 末が納期限となっていますが、 なお、 月額50円の割引とな 残高不足で口

国年急

お問合せ 国保年金課年金係

☎ 885-0340(内)116

前納、2年前納があります。

《現金払いによる割引》

は、早割、

6 力月前納、

1 年

す。(1年前納) ると、3460円の割引とな 5月2日までに現金で納付す 今年度12カ月分の保険料を 19万1660円になりま

で納付すると、790円の割 すると、 年3月までの半年分について なります。なお、10月から翌 引となり、9万6770円に 半年分を5月2日までに現金 なります。 も同様の割引となり、 また、4月から9月までの 1580円の割引と (6力月前納) 年間に

可能です。 末までの分を前納することも この他、 任意の月から年度

《クレジットカー よる割引 ド納付に

早割制度は適用されません。 場合と同様の前納割引制度は 適用されますが、 現金払いによって納付する 口座振替の

い合わせください。 (8825-1170)にお問 詳しくは、 土浦年金事務所

平成28年4月号 広報みほ